

大韓民国の在外選挙は  
次のように実施します。



韓国・中央選挙管理委員会

WWW.nec.go.kr

☎82-2-503-0648

FAX82-2-504-5350

## 大韓民国大統領選挙と国会議員選挙 海外でも投票することができる(2)

- ◎ 大統領選挙は任期満了に伴う選挙だけでなく、欠位による選挙、再選挙にも投票権を行使することができ、国会議員選挙は任期満了に伴う選挙に限って、投票権を行使できます。

在外国民が参加できる大統領選挙は任期満了に伴う選挙、任期中欠位による選挙、大統領選挙の全部無効の判決、または当選無効などの事由で実施する再選挙です。大韓民国の大統領選挙は任期に合わせて、5年に1回選挙を実施し、大統領の欠位による選挙や再選挙はその選挙の実施事由が確定した時から60日以内に実施します。第18代大統領選挙の選挙日は2012年12月19日です。

国会議員選挙は任期満了に伴う選挙に限って、海外で投票権を行使することができます。大韓民国の国会議員は4年に1回任期満了に伴う選挙を実施し、第19代国会議員の選挙日は2012年4月11日です。

選挙の種類	参加できる選挙
大統領選挙	・任期満了にともなう選挙 ・欠位による選挙 ・再選挙
国会議員選挙	・任期満了に伴う選挙

※国会議員 再・補欠選挙、地方選挙、国民投票、住民投票は外国で投票を実施しません。

<資料提供 韓国・中央選挙管理委員会([WWW.nec.go.kr](http://WWW.nec.go.kr))>

選挙管理委員会は政治的中立と  
公正な選挙管理を最優先しています